

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画（別冊）
（案）

令和 8 年 3 月 改定

滋 賀 県

1	目次	
2	附 表	2
3	附表 1-1 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定する道路表	
4	(平成 27 年指定)	3
5	附表 1-2 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク (滋賀県)	4
6	附表 1-3 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路	5
7	附表 2-1 想定される主な地震の発生確率と規模	16
8	附表 2-2 地震被害想定総括表	16
9	附表 2-3 琵琶湖西岸断層帯地震 (case2) の被害予測	17
10	附表 4-1 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割	18
11	附表 4-2 木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要	19
12	附表 4-3 木造住宅耐震補強案作成事業の制度概要	19
13	附表 4-4 木造住宅耐震改修事業の制度概要	20
14	附表 4-5 木造住宅耐震改修事業への割り増し補助金の制度概要	20
15	附表 4-6 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業の制度概要	21
16	附表 4-7 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業の制度概要	21
17	附表 4-8	21
18	附表 4-9	21
19	附表 4-10 (1) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要	22
20	附表 4-10 (2) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要	23
21	附表 4-11 液状化危険度分布 (琵琶湖西岸断層帯地震 case2)	24
22	附表 5-1 地震リスクマップ (推定震度分布 (全地震最大))	25
23	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	26
24		
25		

1
2
3
4
5
6
7

附 表

1 附表 1-1 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定する道路表（平成 27 年指定）

指定道路（路線名）	区分	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	延長 (km)	車線数	管理者
一般国道 1 号	第 1 次	一般国道	瀬田川大橋西詰	本宮二丁目西交差点	4.8	2	国土交通省
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	琵琶湖大橋交差点	仰木口交差点	1.6	2	滋賀県
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	自衛隊北交差点	柳が崎交差点	1.3	3	滋賀県
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	大津港口交差点	逢坂一丁目北交差点	1.5	2	滋賀県
一般国道 477 号	第 1 次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	新宿橋交差点	0.5	2	滋賀県
大津草津線（18）	第 1 次	主要地方道	大津港口交差点	近江大橋西詰交差点	3.3	4	滋賀県
大津停車場本宮線 （103）	第 1 次	一般県道	県庁前交差点	本宮一丁目西交差点	0.5	2	滋賀県
高島大津線（558）	第 2 次	一般県道	真野五丁目交差点	琵琶湖大橋交差点	0.4	2	滋賀県
彦根港彦根停車場線 （517）	第 1 次	一般県道	県湖東合同庁舎	旭町西交差点	0.2	4	滋賀県
彦根停車場線（6）	第 1 次	主要地方道	旭町西交差点	JR 彦根駅前交差点	0.2	2	滋賀県
彦根駅平田線	第 1 次	彦根市道	JR 彦根駅前交差点	大東町南交差点	0.4	2	彦根市

2 （令和6年2月 緊急輸送道路ネットワーク計画の更新内容を反映）

3

4

1 附表 1-3 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路

2 1. 第 1 次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
国道	国	一般国道 1 号	甲賀市土山町山中 ～大津市横木一丁目	56.6	2-4	
	国	一般国道 1 号 (栗東水口道路)	湖南市石部北五丁目 ～栗東市小野	3.4	2	
	国	一般国道 1 号 (京滋 BP)	草津市東草津四丁目 ～大津市石山寺三丁目	8.1	4	
	国	一般国道 8 号 (米原 BP)	米原市入江 ～米原市顔戸	5.7	2	
	国	一般国道 8 号	長浜市西浅井町沓掛 ～栗東市手原	83.2	2	
	国	一般国道 21 号	米原市長久寺 ～米原市西円寺	12.3	2	
	国	一般国道 161 号	高島市マキノ町野口 ～大津市追分町	73.4	2	
		一般国道 (指定区間内) 計	4 路線 7 区間	242.7		国土交通省 管理
	国	一般国道 303 号	長浜市西浅井町塩津浜 ～高島市マキノ町野口	8.0	2	
	国	一般国道 303 号	高島市今津町弘川 ～高島市今津町杉山	13.6	2	
	国	一般国道 306 号	彦根市原町 ～彦根市外町	0.7	2	
	国	一般国道 307 号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	2.6	2	
	国	一般国道 421 号	東近江市中小路町 ～近江八幡市友定町	9.6	2	
		一般国道 (指定区間外) 計	4 路線 5 区間	34.5		滋賀県管理
	高国	高国 名神高速道路	米原市長久寺 ～大津市追分町	83.2	4-6	
	高国	高国 北陸自動車道	長浜市余呉町椿坂 ～米原市三吉	36.3	4	
	高国	高国 新名神高速道路	甲賀市土山町山女原 ～草津市野路町	41.9	4	
	有国	一般国道 1 号(京滋 BP)	大津市神領四丁目 ～大津市石山外畑町	8.7	4	
		有料道路 (指定区間外) 計	4 路線 4 区間	170.1		高速道路株 式会社管理
	国	一般国道 477 号	守山市洲本町 ～大津市真野普門二丁目	8.2	2-4	琵琶湖大橋
		有料道路(滋賀県道路公 社管理区間) 計	1 路線 1 区間	8.2		公社管理

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
主要地方道 11	主	守山栗東線	守山市洲本町 ～栗東市出庭	5.9	2	琵琶湖大橋
		有料道路（滋賀県道路公社管理区間） 計	1 路線 1 区間	5.9		公社管理
主要地方道 18	主	大津草津線	大津市丸の内町 ～大津市浜大津	3.2	4	
18	主	大津草津線	草津市矢橋町 ～大津市丸の内町	4.5	4	近江大橋
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市木川町	1.6	4	近江大橋
55	主	上砥山上鉤線	栗東市小野 ～栗東市手原三丁目	2.1	2	
56	主	大津インター線	大津市松本本宮町 ～大津市本宮一丁目	0.9	2	
11	主	守山栗東線	栗東市出庭 ～栗東市辻	1.2	2	
24	主	甲賀土山線	甲賀市土山町頓宮 ～甲賀市甲賀町岩室	1.1	2	
6	主	彦根停車場線	彦根市旭町 ～彦根市旭町	0.2	2	
25	主	彦根近江八幡線	彦根市外町 ～彦根市大東町	0.6	2	
37	主	中山東上坂線	長浜市川崎町 ～長浜市山階町	1.0	4	
54	主	海津今津線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町弘川	0.4	2	
		主要地方道 計	10 路線 11 区間	16.8		滋賀県管理
一般県道 103	一	大津停車場本宮線	大津市本宮一丁目 ～大津市京町四丁目	0.6	2	
141	一	山田草津線	草津市木川町 ～草津市草津三丁目	1.9	2	
329	一	彦根米原線	米原市入江 ～彦根市松原町	2.3	2	
340	一	甲賀土山インター線	甲賀市甲賀町岩室 ～甲賀市甲賀町岩室	0.3	2	
535	一	泉水口線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.3	2	
216	一	雨降野今在家八日市線	東近江市八日市緑町 ～東近江市八日市上之町	0.4	2	
517	一	彦根港彦根停車場線	彦根市元町 ～彦根市旭町	0.2	4	
291	一	今津停車場線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町今津	0.4	2	

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
		一般県道 計	8 路線 8 区間	6.4		滋賀県管理
市町道	市	彦根駅平田線	彦根市大東町 ～彦根市旭町	0.4	2	
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1	2	
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.5	2	
	市	緑町線	東近江市八日市東本町 ～東近江市八日市上之町	0.6	1	
		市町道 計	4 路線 4 区間	1.6		市町管理
		第 1 次緊急輸送道路 計	36 路線 41 区間	486.2		

1

2

1 2. 第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
国道	国	一般国道 303 号	長浜市木之本町金居原 ～長浜市木之本町千田	17.5		
	国	一般国道 306 号	多賀町多賀 ～彦根市原町	5.4		
	国	一般国道 307 号	多賀町多賀 ～甲賀市水口町水口	33.0		
	国	一般国道 307 号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市信楽町下朝宮	29.8		
	国	一般国道 365 号	長浜市小谷郡上町 ～米原市藤川	19.7		
	国	一般国道 365 号	長浜市余呉町中之郷 ～長浜市木之本町黒田	5.0		
	国	一般国道 367 号	大津市伊香立途中町 ～高島市今津町保坂	33.5		
	国	一般国道 421 号	東近江市夢畑町 ～東近江市中小路町	17.5		
	国	一般国道 422 号	大津市石山寺三丁目 ～大津市南郷一丁目	1.8		
	国	一般国道 477 号	大津市真野大野 ～大津市伊香立途中町	6.7		
	国	一般国道 477 号	日野町河原一丁目 ～日野町松尾	0.7		
	国	一般国道 477 号	竜王町小口 ～竜王町西横関	4.2		
		一般国道 (指定区間外) 計	8 路線 12 区間	174.8		滋賀県管理
主要地方道 18	主	大津草津線	草津市新浜町 ～草津市新浜町	0.7		滋賀県管理
2	主	大津能登川長浜線	大津市神領四丁目 ～草津市野路町	3.4		
7	主	大津停車場線	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
26	主	大津守山近江八幡線	大津市大江 ～草津市新浜町	1.5		
47	主	伊香立浜大津線	大津市山上町 ～大津市御陵町	0.5		
2	主	大津能登川長浜線	守山市守山六丁目 ～守山市播磨田町	0.6		
2	主	大津能登川長浜線	栗東市小柿三丁目 ～栗東市中沢二丁目	0.7		
42	主	草津守山線	守山市播磨田町 ～草津市木川町	7.6		
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市矢橋町	2.3		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
43	主	平野草津線	草津市笠山 ～草津市野路東	1.5		
32	主	野洲中主線	野洲市大篠原 ～野洲市上屋	1.0		
48	主	近江八幡守山線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.2		
55	主	上砥山上鉤線	栗東市上鉤 ～栗東市手原二丁目	0.5		
4	主	草津伊賀線	湖南市三雲 ～湖南市石部北五丁目	6.5		
13	主	彦根八日市甲西線	湖南市朝国 ～湖南市三雲	1.3		
13	主	彦根八日市甲西線	湖南市高松町 ～湖南市岩根	3.0		
4	主	草津伊賀線	甲賀市水口町牛飼 ～甲賀市甲賀町五反田	14.8		
24	主	甲賀土山線	甲賀市甲賀町大原市場 ～甲賀市甲賀町相模	0.2		
49	主	甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	1.0		
2	主	大津能登川長浜線	東近江市能登川町 ～東近江市射光寺町	2.4		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市昭和町 ～東近江市川合町	3.8		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市西菩提寺町 ～東近江市小田苅町	1.4		
26	主	大津守山近江八幡線	近江八幡市長命寺町 ～近江八幡市大房町	3.0		
48	主	近江八幡守山線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市中小森町	1.6		
52	主	栗見八日市線	東近江市鉢光寺町 ～東近江市鉢光寺町	0.2		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市長曾根町 ～近江八幡市長命寺町	23.2		
2	主	大津能登川長浜線	彦根市長曾根町 ～長浜市高田町	14.3		
13	主	彦根八日市甲西線	愛荘町東出 ～愛荘町安孫子	0.9		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市大東町 ～彦根市京町三丁目	0.2		
19	主	山東一色線	米原市野一色 ～米原市一色	6.7		
37	主	中山東上坂線	長浜市八幡中山町 ～長浜市川崎町	1.2		
37	主	中山東上坂線	長浜市山階町 ～長浜市東上坂町	3.6		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
44	主	木之本長浜線	長浜市木之本町大音 ～長浜市湖北町尾上	7.1		
23	主	小浜朽木高島線	高島市朽木市場 ～高島市安曇川町五番領	12.8		
38	主	太田安井川線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	1.0		
		主要地方道計	22 路線 35 区間	130.8		滋賀県管理
一般県道 108	—	南郷桐生草津線	大津市南郷一丁目 ～大津市黒津四丁目	0.2		
307	—	北小松大物線	大津市南小松 ～大津市南小松	0.1		
335	—	今津マキノ線	高島市今津町日置前 ～高島市マキノ町沢	3.6		
534	—	蘭生日置前線	高島市今津町日置前 ～高島市今津町日置前	0.7		
558	—	高島大津線	大津市北小松 ～大津市浜大津一丁目	31.6		
345	—	志賀インター線	大津市荒川 ～大津市木戸	0.9		
142	—	草津停車場線	栗東市小柿 ～草津市渋川一丁目	0.7		
151	—	守山中主線	野洲市市三宅 ～野洲市西河原	2.3		
155	—	木部野洲線	野洲市市三宅 ～野洲市小篠原	2.2		
324	—	希望が丘文化公園北線	野洲市辻町 ～野洲市小篠原	1.7		
342	—	草津田上インター線	草津市野路町 ～草津市野路町	0.2		
559	—	近江八幡大津線	近江八幡市南津田町 ～草津市新浜町	30.7		
113	—	石部草津線	湖南市石部北一丁目 ～湖南市石部中央一丁目	0.6		
124	—	甲南停車場線	甲賀市甲南町野田 ～甲賀市甲南町野田	0.3		
132	—	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	0.6		
337	—	柑子塩野線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町新冶	1.4		
341	—	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬 ～甲賀市信楽町黄瀬	0.1		
343	—	甲南インター線	甲賀市甲南町新冶 ～甲賀市甲南町杉谷	2.6		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
137	—	信楽停車場線	甲賀市信楽町長野 ～甲賀市信楽町長野	0.2		
176	—	桜川西竜王線	東近江市桜川西町 ～東近江市市子川原町	0.8		
201	—	安土西生来線	近江八幡市安土町小中 ～近江八幡市西生来町	0.9		
202	—	佐生五個荘線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘塚本町	0.2		
206	—	神郷彦根線	東近江市神郷町 ～東近江市神郷町	0.3		
213	—	湖東彦根線	東近江市南花沢町 ～東近江市西菩提寺町	2.8		
326	—	大房東横関線	近江八幡市大房町 ～近江八幡市東横関町	5.1		
502	—	近江八幡停車場線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市桜宮町	0.8		
553	—	今築瀬線	東近江市神郷町 ～東近江市五個荘築瀬町	1.7		
196	—	三津屋野口線	彦根市三津屋町 ～彦根市日夏町	0.9		
206	—	神郷彦根線	彦根市西今町 ～彦根市京町三丁目	2.8		
219	—	豊郷停車場線	豊郷町高野瀬 ～豊郷町八目	1.1		
220	—	松尾寺豊郷線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町東出	2.8		
224	—	多賀高宮線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	1.2		
227	—	敏満寺野口線	甲良町金屋 ～甲良町在土	1.3		
344	—	湖東三山インター線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町松尾寺	0.3		
517	—	彦根港彦根停車場線	彦根市松原二丁目 ～彦根市元町	1.8		
518	—	彦根城線	彦根市古沢町 ～彦根市松原町	0.9		
518	—	彦根城線	彦根市佐和町 ～彦根市金亀町	0.4		
528	—	彦根環状線	彦根市小泉町 ～彦根市高宮町大北	2.0		
542	—	安食西八目線	豊郷町八目 ～豊郷町石畑	0.2		
234	—	朝妻筑摩近江線	米原市朝妻筑摩 ～米原市下多良一丁目	1.7		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線 数	備考
244	—	大野木志賀谷長浜線	米原市志賀谷 ～米原市長岡	2.2		
248	—	天満一色線	米原市長岡 ～米原市一色	0.3		
251	—	祇園八幡中山線	長浜市祇園町 ～長浜市八幡中山町	2.1		
254	—	川道唐国線	長浜市錦織町 ～長浜市唐国町	0.7		
256	—	香花寺曾根線	長浜市落合町 ～長浜市落合町	0.2		
265	—	郷野湖北線	長浜市小谷郡上町 ～長浜市湖北町速水	2.2		
273	—	東野虎姫線	長浜市内保町 ～長浜市酢	5.4		
329	—	彦根米原線	米原市下多良一丁目 ～米原市米原	0.6		
233	—	米原停車場線	米原市米原 ～米原市米原	0.1		
331	—	湖北長浜線	長浜市湖北町尾上 ～長浜市公園町	12.0		
509	—	間田長浜線	長浜市八幡東町 ～長浜市高田町	1.2		
513	—	葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	0.3		
557	—	西浅井マキノ線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	1.9		
287	—	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢 ～高島市マキノ町沢	0.3		
296	—	畑勝野線	高島市高島町音羽 ～高島市高島町勝野	1.1		
303	—	北船木北畑線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町太田	0.8		
304	—	北船木勝野線	高島市安曇川町北舟木 ～高島市高島町勝野	7.1		
305	—	南船木西万木線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町青柳	0.4		
333	—	安曇川今津線	高島市今津町今津 ～高島市安曇川町北舟木	9.4		
		一般県道 計	58 路線 59 区間	159.0		滋賀県管理
市町道	市	幹 1033	大津市長等一丁目 ～大津市京町三丁目	0.5		
	市	中 3517	大津市長等一丁目 ～大津市長等一丁目	0.1		
	市	中 3401	大津市京町三丁目 ～大津市京町三丁目	0.2		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	市	幹 1037	大津市浜町 ～大津市末広町	0.7		
	市	幹 1042	大津市松本二丁目 ～大津市松本一丁目	0.3		
	市	幹 1045	大津市竜が丘 ～大津市鶴の里	1.2		
	市	中 4013	大津市におの浜四丁目 ～大津市におの浜四丁目	0.3		
	市	幹 1031	大津市茶が崎 ～大津市錦織一丁目	1.5		
	市	幹 1033	大津市皇子が丘三丁目 ～大津市尾花川	0.1		
	市	幹 2128	大津市尾花川 ～大津市山上町	0.3		
	市	幹 2134	大津市石山寺三丁目 ～大津市石山寺三丁目	0.5		
	市	幹 1016	大津市本堅田五丁目 ～大津市堅田二丁目	0.1		
	市	北 2326	大津市堅田二丁目 ～大津市堅田二丁目	0.2		
	市	幹 1112	大津市南小松 ～大津市南小松	0.2		
	市	幹 1114	大津市南小松 ～大津市南小松	0.7		
	市	中 3303	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	幹 1036	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	金亀町 3 号線	彦根市金亀町 ～彦根市金亀町	0.5		
	市	高宮多賀線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.5		
	市	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.3		
	市	八坂西今線	彦根市八坂町 ～彦根市八坂町	0.4		
	市	高田神照線	長浜市高田町 ～長浜市宮前町	0.3		
	市	錦織湖岸線	長浜市錦織町 ～長浜市下八木町	2.8		
	市	下多良梅ヶ原線	米原市米原下多良 ～米原市米原下多良	0.2		
	市	米原駅東口線	米原市米原 ～米原市米原	1.3		
	市	黒橋八木線	近江八幡市出町 ～近江八幡市八木町	1.8		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線 数	備考
	市	近江八幡駅千僧供線	近江八幡市千僧供町 ～近江八幡市鷹飼町	1.5		
	市	草津駅下笠線	草津市野村六丁目 ～草津市西大路町	0.7		
	市	医科大学東線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.5		
	市	南笠東 8 号線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.3		
	市	大路井線	草津市野村三丁目 ～草津市野村三丁目	0.1		
	市	勝部吉身線	守山市吉身六丁目 ～守山市梅田町	0.8		
	市	下ノ郷吉身線	守山市守山町四丁目 ～守山市吉身二丁目	0.2		
	市	元町杉江線	守山市三宅町 ～守山市金森町	0.2		
	市	手原駅新屋敷線	栗東市手原二丁目 ～栗東市安養寺一丁目	0.4		
	市	松尾・山幹線	甲賀市水口町松尾 ～甲賀市水口町松尾	0.4		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.2		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	乙窪比留田線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.3		
	市	野洲中央線	野洲市小篠原 ～野洲市小篠原	0.6		
	市	高川野畑線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	0.8		
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.3		
	市	新庄木津線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町北畑	0.5		
	市	3・4・4 青柳・五番領 線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町田中	1.7		
	市	西万木・五番領線	高島市安曇川町五番領 ～高島市安曇川町西万木	0.8		
	市	打下永田線	高島市高島町永田 ～高島市高島町城山台二丁目	1.4		
	市	高島駅前線	高島市高島町城山台二丁目 ～高島市高島町勝野	0.2		
	市	近江高島駅東線	高島市高島町勝野 ～高島市高島町勝野	0.1		
	市	今津駅前線	高島市今津町中沼二丁目 ～高島市今津町今津	0.1		

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	市	湖岸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.2		
32007	市	北町屋金堂線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘北町屋町	0.9		
71006	市	桜川西赤坂線	東近江市桜川西町 ～東近江市川合町	1.5		
41001	市	妹・市ヶ原線	東近江市妹町 ～東近江市妹町	0.4		
11010	市	八日市芝原線	東近江市青葉町 ～東近江市東今崎町	0.9		
33116	市	きぬがさ街道線	東近江市北須田町 ～東近江市五個荘川並町	1.9		
31012	市	塚本石馬寺線	東近江市五個荘川並町 ～東近江市川並町	0.8		
53101	市	小田苅・御幸橋線	東近江市小田苅町 ～東近江市小田苅町	0.8		
63006	市	神郷 1 号線	東近江市神郷町 ～東近江市神郷町	0.3		
33106	市	小幡竜田線	東近江市五個荘竜田町 ～東近江市五個荘竜田町	0.1		
33082	市	大同川線	東近江市五個荘竜田町 ～東近江市五個荘竜田町	0.1		
	市	小八木愛知野蚊野外線	愛荘町蚊野外 ～東近江市小田苅町	0.1		
	市	野村平井中央線	草津市野村二丁目 ～草津市野村三丁目	0.2		
	町	小口八重谷線	竜王町薬師 ～竜王町小口	2.0		
	町	東西線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.4		
	町	西通り線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.5		
	町	愛知川・栗田線	愛荘町愛知川 ～愛荘町市	0.8		
	町	上蚊野・島川線	愛荘町上蚊野 ～愛荘町蚊野外	0.8		
		市町道計	65 路線 67 区間	40.0		市町管理
		第 2 次緊急輸送道路計	153 路線 173 区間	504.6		

1 附表 2-1 想定される主な地震の発生確率と規模

地震		マグニチュード	地震発生確率（30年以内）
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	60%～90%程度以上 （すべり量依存BPTモデル） 20%～50%（BPTモデル）
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	主部（北部）	7.6程度	ほぼ0%
	主部（中部）	6.6程度	不明
	主部（南部）	7.6程度	不明
	浦底-柳ヶ瀬山断層帯	7.2程度	不明
湖北山地断層帯	北西部	7.2程度	ほぼ0%
	南東部	6.8程度	ほぼ0%
琵琶湖西岸断層帯	北部	7.1程度	1%～3%
	南部	7.5程度	ほぼ0%
鈴鹿東縁断層帯		7.5程度	ほぼ0%～0.07%
鈴鹿西縁断層帯		7.6程度	0.08%～0.2%
頓宮断層		7.3程度	1%以下
木津川断層帯		7.3程度	ほぼ0%
三方・花折断層帯	三方断層帯	7.2程度	ほぼ0%
	花折断層帯（北部）	7.2程度	不明
	花折断層帯（中南部）	7.3程度	ほぼ0%～0.6%

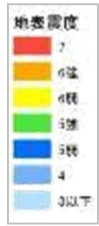
2 出典：「地震調査研究推進本部ホームページ」（算定基準日：2025年1月1日）
3 「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」（令和7年1月修正）
4
5

6 附表 2-2 地震被害想定総括表

地震	ケース	発生時間	建物被害				人的被害			一週間後の 全避難者数
			全壊棟数	半壊棟数	全焼棟数 (平均風速)	全焼棟数 (風速8m/sec)	死者数	負傷者数	重傷者数	
南海トラフ巨大地震 (県全域で大被害。(倒壊・近畿南部地方で甚大被害)他地域から応援は不能。事故の防災力 で対応を検討すべき)	基本 ケース	夏正午	11,017	74,084	37	37	300	6,702	525	158,550
		冬夕方			354	1,820	385	8,448	662	
		冬深夜			11	11	474	10,408	816	
琵琶湖西岸断層帯地震 (大津・南部・高島地域を中心とした甚大な被害。全国への応援要請・受援体制が絶対的に重要)	case2	夏正午	38,504	83,856	76	76	1,384	13,515	1,117	249,534
		冬夕方			592	3,818	1,992	17,199	1,439	
		冬深夜			32	32	2,182	21,039	1,742	
花折断層帯地震 (大津・南部地域を中心とした大被害。京阪神方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	18,181	53,274	33	33	596	6,614	541	139,894
		冬夕方			215	1,655	822	8,537	702	
		冬深夜			16	16	940	10,380	849	
木津川断層帯地震 (甲賀地域を中心とした大被害。中部方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	5,734	14,540	14	14	254	2,133	179	42,672
		冬夕方			58	700	346	2,727	230	
		冬深夜			0	0	368	3,392	282	
鈴鹿西縁断層帯地震 (湖東・東近江地域を中心とした大被害。北陸方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	10,804	31,173	21	21	427	4,529	372	81,703
		冬夕方			41	1,089	616	5,754	478	
		冬深夜			5	5	641	7,204	588	
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震 (湖北・湖東地域を中心とした大被害。北陸方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	10,412	24,940	17	17	379	3,631	31	71,710
		冬夕方			101	864	484	4,714	390	
		冬深夜			5	5	597	5,788	479	
南海トラフ巨大地震 (県内全域で被害が発生。被害児ss台業近隣府県への応援を検討すべき)	基本 ケース	夏正午	2,399	22,183	0	0	10	803	61	30,729
		冬夕方			11	1	11	1,014	77	
		冬深夜			0	0	12	1,256	95	

21 出典：「滋賀県地震被害想定」（平成 26 年 3 月滋賀県）
22
23

1 附表 2-3 琵琶湖西岸断層帯地震（case2）の被害予測



震度分布図



液状化危険度分布図



建物全壊・全焼分布図



緊急輸送道路における
道路被害箇所率図

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）」（平成 26 年 3 月滋賀県）

1 附表 4-1 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割

施 策	実施機関	実施する施策の内容
普及・啓発	県	- 地震防災対策情報に関するテレビ番組の制作・放映による啓発 - パンフレットの作成・配布 - 広報、耐震化啓発セミナー、出前講座による啓発 - 情報の提供（平均的工事費用、被害想定、地震動予測等の地震関連情報等の提供） - 既存建築物の耐震相談窓口の開設 - 防災関連機関との連携
	県・所管行政庁の市	建築物防災週間、既存建築物防災点検や既存建築物の定期報告の機会を利用した指導の実施
	市町	- パンフレットの作成・配布 - 広報、耐震化啓発セミナーの開催による啓発 - 情報の提供（地震防災マップ等） - 防災関連機関や地元自治会との連携 - 戸別訪問による耐震診断の勧め
	地元自治会	- 各種情報の周知（パンフレットの配布等） - 広報等による啓発・周知 - 地域の危険箇所の点検等地域防災対策の推進
	（一社）滋賀県建築士事務所協会	住宅・建築物の耐震に関する相談窓口
	建築関係団体	パンフレットの配布
技術者の育成・登録 診断員の養成	県、 建築関係団体 （一財）滋賀県建築住宅センター	- 木造住宅耐震診断員養成講習会の開催 - 建築技術者講習会の開催 - 木造住宅耐震改修工事講習会の開催 - 受講者の登録、県民への情報提供 - 木造住宅耐震改修工法講習会の開催（安価な工法の推進）
耐震診断	県	- 市町木造住宅耐震診断員派遣事業への支援 - 市町既存民間建築物耐震診断促進事業への支援 - 市町木造住宅耐震補強案作成事業への支援
	市町	- 木造住宅耐震診断員派遣事業の実施 - 既存民間建築物耐震診断促進事業の実施 - 木造住宅耐震補強案作成事業の実施
	（一財）滋賀県建築住宅センター	- 木造住宅耐震診断員派遣事業の受託 - 木造住宅耐震補強案作成事業の受託
耐震改修計画の認定	県・所管行政庁の市	- 認定制度の普及 - 耐震改修計画の認定
	耐震改修検討委員会	耐震改修計画の内容について検討
耐震改修	県	- 市町木造住宅耐震改修事業への支援 - 改修技術、工法等の検討 - 市町既存ブロック塀耐震対策等事業への支援
	市町	- 木造住宅耐震改修事業の実施 - 既存ブロック塀耐震対策等事業の実施
重点的に 耐震化すべき地域の 耐震性能の向上	県	市町との協議、連携
	県・所管行政庁の市	指導、啓発
	市町	- 地域の選定 - 地域の整備の検討、指導、啓発
重点的に 耐震化すべき建築物の 耐震性能の向上	県	県有建築物の耐震診断・改修の推進
	県・所管行政庁の市	- 啓発、指導、指示等 - 建築物の台帳整備（進行管理）
	市町	市町有建築物の耐震診断・改修の促進・台帳整備
耐震診断 義務対象の建築物の 耐震性能の向上	県	- 避難路沿道建築物の補助活用のための意向調査 - 避難路沿道建築物耐震化促進事業への支援 - 市町要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業への支援
	所管行政庁の市	所有者への指導等の実施

1

2 附表 4-2 木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要

(令和 8 年 2 月現在)

対象建築物	耐震診断の費用
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ 階数が 2 階以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下のもの。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料（負担なし）

3

4 附表 4-3 木造住宅耐震補強案作成事業の制度概要

(令和 8 年 2 月現在)

対象建築物	補強案作成の費用
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ 階数が 2 階以下かつ延べ面積が 300 ㎡以下のもの。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料（負担なし）

5

6

2

3

3 附表 4-5 木造住宅耐震改修事業への割り増し補助金の制度概要

事業名	事業内容	補助金額
・主要道路沿い耐震改修割増事業 (平成20年度事業制度化)	県が定める緊急輸送道路沿いおよび、市町が定める避難路・通学路等沿道の住宅を耐震改修する場合、予算の範囲内において割増しの補助金を支給します。	5万円/戸を限度 (木造住宅耐震改修事業費補助制度の対象となる工事費が100万以下の工事は対象外)
・高齢者世帯耐震改修割増事業 (平成20年度事業制度化)	65歳以上の高齢者を含む世帯が耐震改修工事をする場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	
・子育て世帯耐震改修割増事業 (平成29年度事業制度化)	中学校卒業までの子を含む世帯が耐震改修工事をする場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	
・避難経路/バリアフリー化割増事業 (平成29年度事業制度化)	耐震改修工事と同時に、地震災害時の避難を容易にする段差解消等の改修工事を行う場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	10万円/戸を限度 (木造住宅耐震改修事業費補助制度の対象となる工事費が100万以下の工事は対象外)
・内覧会開催割増事業 (平成29年度事業制度化)	耐震改修工事を行う住宅において一般向けまたは事業者向けに内覧会を開催する場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	5万円/戸を限度 (木造住宅耐震改修事業費補助制度の対象となる工事費が100万以下の工事は対象外)
・県産材利用耐震改修モデル事業費補助金 (平成19年度事業制度化) (滋賀県自治振興交付金)	木造住宅耐震改修事業時に、びわ湖材産地証明制度要綱に基づき、証明された耐震改修に係るびわ湖材利用数量に応じて補助します。	(0.25㎡<県産材採用量≤0.45㎡) 5万 (0.45㎡<県産材採用量≤0.7㎡) 10万円 (0.7㎡<県産材採用量) 20万円

4

5

6

1 附表 4-6 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業の制度概要 (令和 8 年 2 月現在)

対象建築物	補助基本額	補助率	補助対象上限額
○要緊急安全確認大規模建築物 ○特定既存耐震不適格建築物 ○要安全確認計画記載建築物（要件あり） 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号に定める民間建築物で同法施行令第 6 条第 2 項各号および第 3 項の要件に合致する民間建築物、法第 14 条に定める民間建築物および法附則第 3 条第 1 項に定める民間建築物の耐震診断に要する経費。ただし、設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は国の補助基本額で定める額を限度として加算することができる。 ○住宅（長屋・共同住宅） 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅（長屋・共同住宅）	3,000,000 円／棟	国 1/3 県 1/6 市町 1/6 事業者 1/3	各市町が定める。 （県費上限） 1 棟あたり 50 万円 もしくは、 市町が補助する額 （国庫負担分を除く。）の 1/2 以内
○住宅（一戸建て住宅） 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅 （一戸建て住宅）	135,000 円／戸	国 1/3 県 1/6 市町 1/6 事業者 1/3	（県費上限） 22,500 円／戸

2
3 附表 4-7 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業の制度概要 (令和 8 年 2 月現在)

補助の種別	補助限度額	補助金の額
補強設計 （平成 30 年度事業制度化）	(1) 面積 1,000 ㎡以内の部分 3,670 円／㎡ (2) 面積 1,000 ㎡超から 2,000 ㎡以内の部分 1,570 円／㎡ (3) 面積 2,000 ㎡超の部分 1,050 円／㎡	補助対象経費の 3 分の 1
耐震改修等 （平成 30 年度事業制度化）	57,000 円／㎡以内	補助対象経費の 12.65%

4 附表 4-8

補助の種別	補助限度額	補助金の額
耐震改修等(平成 28 年度事業制度化)	57,000 円／㎡以内	補助対象経費の 23%

5 附表 4-9

補助の種別	補助限度額	補助金の額
耐震対策等(平成 30 年度事業制度化)	100,000 円／件以内	補助対象経費の 3 分の 2

6

7

1 附表 4-10 (1) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要

滋賀県内各市町耐震関係補助制度一覧(木造住宅・ブロック塀)

	耐震改修促進計画の策定	木造住宅												ブロック塀	
		① 耐震診断 員派遣事 業(無料)	② 耐震補 強案作 成事業 (無料)	総合支援 メニュー 実施	③-1 木造住宅耐震改修事業				③-2 耐震改修割増事業					リ バ ー ス モ ー ゲ ー ジ	耐 震 対 策
					定められた範囲内の 補助対象経費に対 し、定額支給 (例)補助対象経費50 万～100万に対し、 補助額25万	補助対象経費 の80% (上限額は市に より異なる)	除却等		主要道 路沿い	高齢者 世帯	子育て 世帯	避難経 路の リア ル化	内覧会 開催		
							除却	建替 に伴 う 除却							
大津市	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	－	○	
彦根市	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	○	－	－	○	
長浜市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
近江八幡市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
草津市	○	○	○	○	－	○	－	－	－	○	○	○	－	○	
守山市	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	－	○	
栗東市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
甲賀市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	－	○	○	
野洲市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
湖南市	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○	
高島市	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○	
東近江市	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
米原市	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	
日野町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
竜王町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
愛荘町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
豊郷町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	○	
甲良町	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○	○	○	－	○	
多賀町	○	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	－	

(令和8年2月現在)

2
3
4
5
6

1 附表 4-10 (2) 現在、県・市町が行っている補助制度の概要

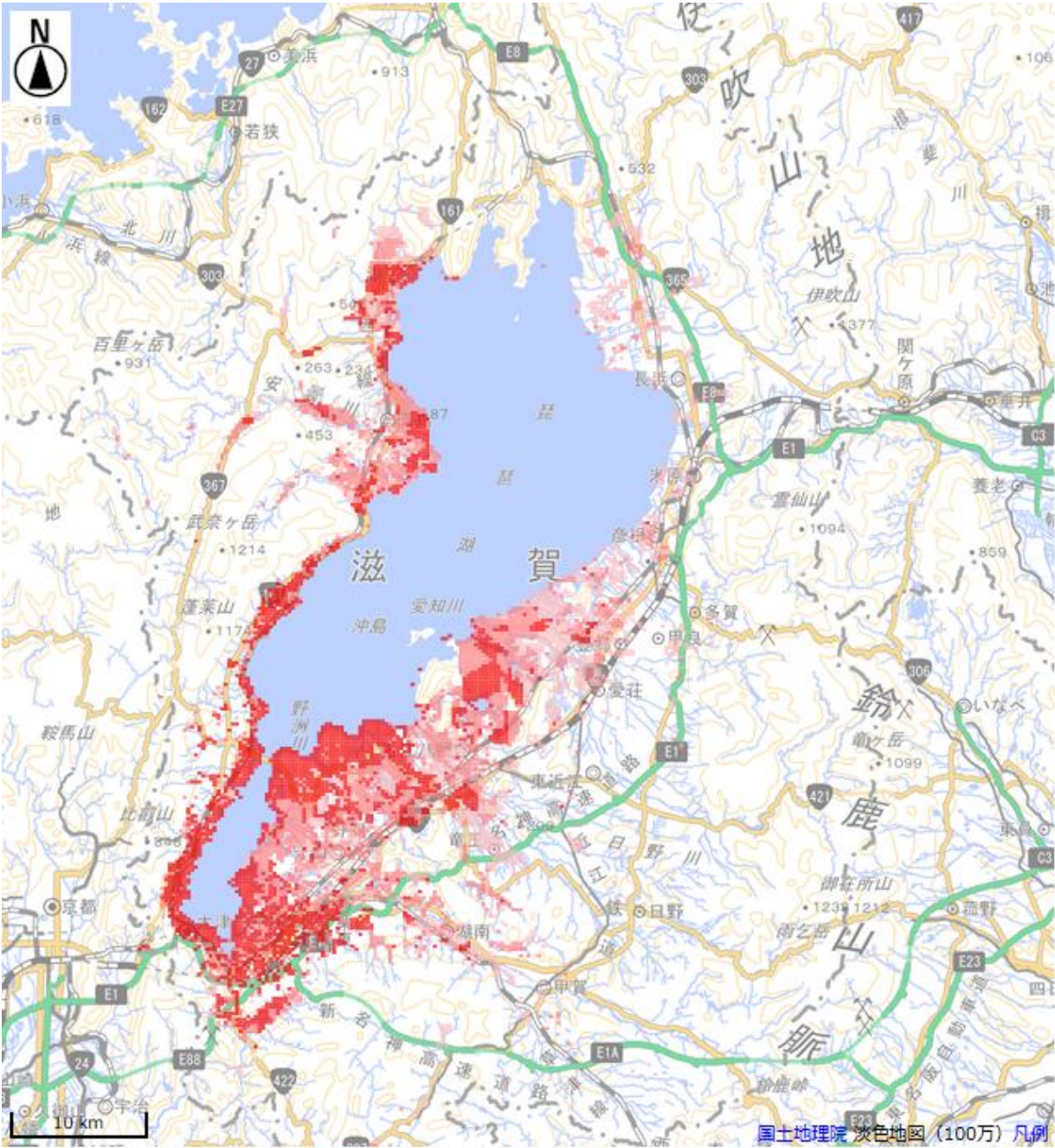
滋賀県内各市町耐震関係補助制度一覧(その他建築物)

	民間建築物 (特定既存耐震不適格建築物等)			民間建築物 (共同住宅等)			担当窓口 (木造住宅・ブロック塀・その他建築物 共通)	
	耐震診断	補強設計	耐震改修等	耐震診断	補強設計	耐震改修等	所属	電話番号
大津市	○	－	－	○	－	－	建築指導課	077-528-2774
彦根市	○	－	－	○	－	－	建築指導課	0749-30-6125
長浜市	○	－	－	○	－	－	建築課建築指導室	0749-65-6543
近江八幡市	○	－	－	○	－	－	建築課	0748-36-5544
草津市	○	－	－	○	－	－	建築政策課	077-561-2378
守山市	○	－	－	○	－	－	建築課	077-582-1139
栗東市	○	－	－	○	－	－	住宅課建築・施設係	077-551-1943
甲賀市	○	－	－	○	－	－	住宅建築課	0748-69-2213
野洲市	－	－	－	－	－	－	建築住宅課	077-587-6322
湖南市	－	－	－	－	－	－	都市建設部 住宅課	0748-71-2349
高島市	－	－	－	－	－	－	都市政策課	0740-25-8571
東近江市	○	－	－	○	－	－	(耐震)住宅課 (ブロック・アスベスト)建築指導課	0748-24-5652 0748-24-5656
米原市	－	－	－	－	－	－	都市計画課	0749-53-5144
日野町	○	－	－	○	－	－	建設計画課	0748-52-6567
竜王町	－	－	－	－	－	－	建設計画課	0748-58-3716
愛荘町	－	－	－	－	－	－	建設・下水道課	0749-42-8012
豊郷町	－	－	－	－	－	－	地域整備課	0749-35-8121
甲良町	－	－	－	－	－	－	建設水道課	0749-38-5068
多賀町	－	－	－	－	－	－	企画課	0749-48-8122

(令和 8 年 2 月現在)

2
3
4
5

1 附表 4-11 液状化危険度分布(琵琶湖西岸断層帯地震 case2)

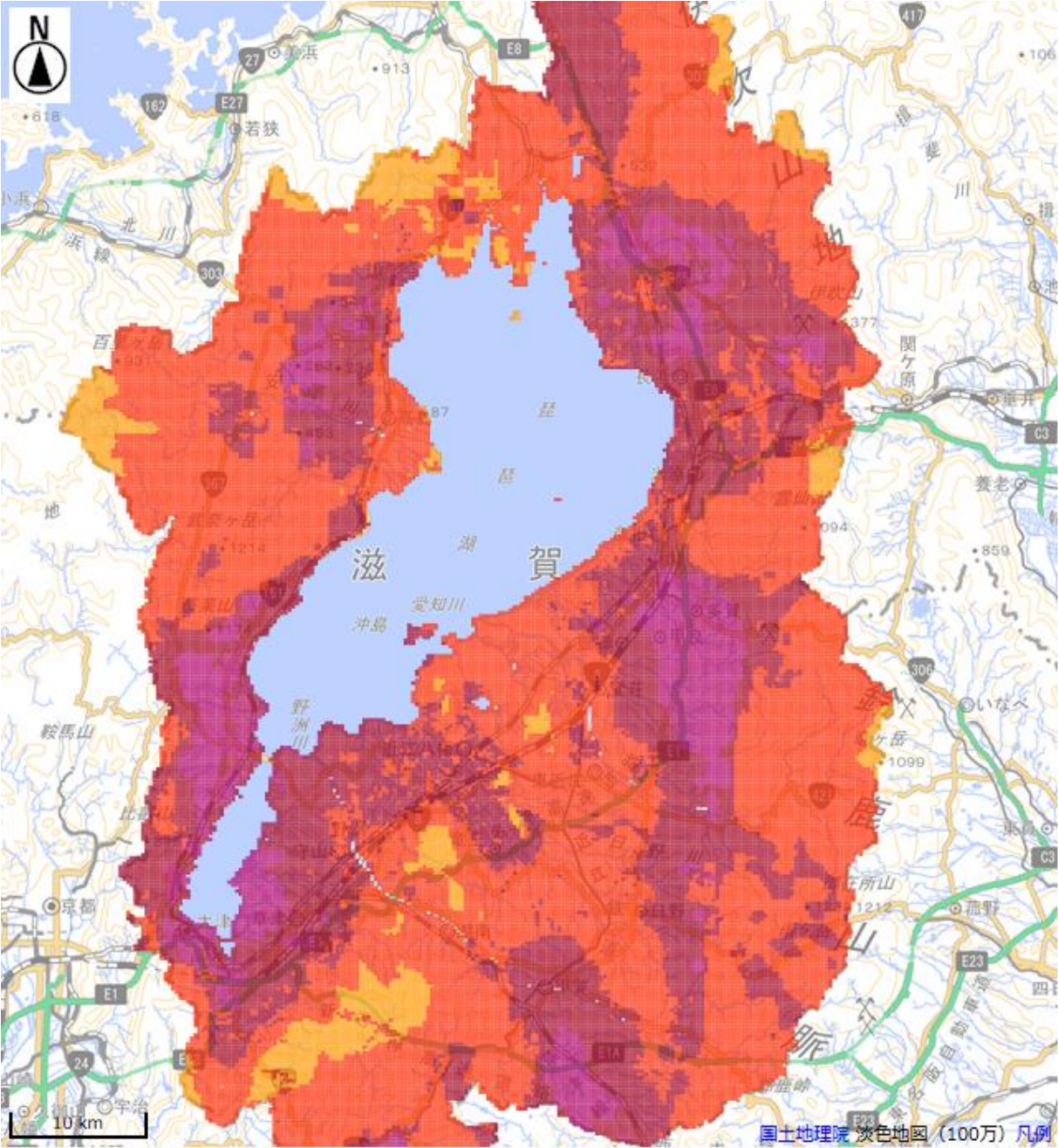


2 液状化危険度分布 ▶ PL値0～5未満 PL値5～15未満 PL値15以上

3 出典：「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県HP：<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>）

4
5
6
7

1 附表 5-1 地震リスクマップ（推定震度分布（全地震最大））



推定震度分布 ▶ 震度1 震度2 震度3 震度4 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7以上

出典：「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県HP：<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>）

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成十八年一月二十五日)

(国土交通省告示第百八十四号)

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号

同 二八年 三月二五日同 第 五二九号

同 三〇年一二月二一日同 第一三八一号

令和 三年一二月二一日同 第一五三七号

同 六年 七月一〇日同 第一〇一二号

同 七年 七月一七日同 第 五三五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合に あっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を

含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適

格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を

行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成 制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共 団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターへの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規

1 定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合にお
2 いてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、
3 積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするとき
4 は、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案
5 し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である
6 建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利
7 用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

8 法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の
9 倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例
10 えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道
11 路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災
12 害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・
13 消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道
14 の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

15 このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域
16 を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上
17 の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の
18 耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

19 また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなる
20 おそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道 路
21 として定めるべきである。

22 この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九
23 号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、
24 地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則
25 で定めることができることに留意すべきである。

26 さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八
27 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第五号の規
28 定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」とい
29 う。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断
30 及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独
31 立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都
32 市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完し
33 て行うよう留意する。

34 ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

35 都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可
36 能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛
37 り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開
38 催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事 業につい

て定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安

全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。
また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めるこ

とが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

（平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・一部改正）

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 （平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

1 附 則 （令和三年一二月二日国土交通省告示第一五三七号）

2 この告示は、公布の日から施行する。

3 附 則 （令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号）

4 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関
5 する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

6 附 則 （令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

7 この告示は、公布の日から施行する。

8 （別添）

9 （平二五国交告一〇五五・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・令六国
10 交告一〇一二・一部改正）

11 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

12 第一 建築物の耐震診断の指針

13 建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二
14 十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第三号に規定するものをいう。
15 以下同じ。）及び建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定
16 する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の
17 度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に
18 関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価す
19 るものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用
20 する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあつては、第一号の
21 規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
22 と判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確
23 かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを
24 併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の木造以外の構造部分
25 （第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物
26 等」という。）にあつては、第二号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対し
27 て倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄骨造、鉄筋コンクリート
28 造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合すること
29 が確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあつては、第三号の規定による評価
30 の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場
31 合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国
32 土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐
33 震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

34 一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及び桁行方向の構造耐震指標を次の
35 イからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第一により構造耐力上主要な部
36 分 の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実
37 地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = P_d / Q_r$$

(この式において、 I_w 、 P_d 及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_w 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

P_d 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

Q_r 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又は桁行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第八十二条の三に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱（じん）性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e) E$$

(この式において、 P_d 、 P_w 、 P_e 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d イに定める P_d の数値（単位キロニュートン）

P_w 各階の張り間方向又は桁行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又は桁行方向につき、昭和五十六年建設省告示第千百号（以下「告示第千百号」という。）第二各号に定める軸組の倍率の数値に一・九六を乗じた数値（別表第二の軸組の種類欄に掲げる軸組であっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあつては別表第三―一、地階を除く階数が二の建築物の一階並びに地階を除く階数が三の建築物の一階及び二階にあつては別表第三―二の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P_e 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Q_r の数値に〇・二五を乗じた数値とする（単位キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱（じん）性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることのできるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第四の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値)

ハ イに定める建築物の各階の Q_r は、次の式によって得られる数値（一階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で二階又は三階が木造である建築物の木造部分の階の Q_r にあっては、同式によって得られる数値を一・二倍した数値）とする。ただし、令第八十八条第一項及び第二項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

（この式において、 Q_r 、 A_f 、 C_r 、 W_s 、 Z 、 C_d 及び C_g は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_r イに定める Q_r の数値（単位 キロニュートン）

C_r 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第五の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位一平方メートルにつきキロニュートン）

W_s 令第八十六条第二項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあっては、同条第三項に規定する垂直積雪量（単位メートル）に〇・二六を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位一平方メートルにつきキロニュートン）

A_f 当該階の床面積（単位平方メートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

C_d 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが四メートル未満の建築物であつて、地階を除く階数が二の建築物の一階又は地階を除く階数が三の建築物の一階若しくは二階の場合には一・一三、その他の場合には一

C_g 令第八十八条第二項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては一・五、それ以外の建築物にあっては一)

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第六により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = E_o / F_e s Z R_t$$

（この式において、 I_s 、 E_o 、 $F_e s$ 、 Z 及び R_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 $F_e s$ については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

I_s 各階の構造耐震指標

E_o 各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の靱（じん）性を考慮してロに定めるところにより算出した数値
 F_{es} 令第八十二条の三第二号に規定する F_{es} の数値
 Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値
 R_t 令第八十八条第一項に規定する R_t の数値)

ロ イに定める建築物の各階の E_o は、次の（１）の式によって得られる数値又は次の（２）の式によって得られる数値（当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の（３）の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。）のいずれか大きなものとする。ただし、各階の E_o は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の（１）の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び靱（じん）性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$(1) \quad E_o = Q_u F / W A_i$$
$$E_o = \frac{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}{W A_i}$$
$$(2) \quad \alpha = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$
$$(3)$$

((１) から (３) までの式において、 E_o 、 Q_u 、 F 、 W 、 A_i 、 Q_1 、 Q_2 、 Q_3 、 F_1 、 F_2 、 F_3 、 α 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{oh} イに定める E_o の数値

Q_u 各階の保有水平耐力

F 各階の靱（じん）性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第七に掲げる F_i と、その他の階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第八に掲げる F_i とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあっては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）

A_i 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A_i の数値

Q1 ハに定める第一グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第一グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q2 ハに定める第二グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第二グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q3 ハに定める第三グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第三グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

F1 第一グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F2 第二グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F3 第三グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の F_i の最小値 α 割増係数 n 建築物の地階を除く階数

ハ 別表第七及び別表第八に掲げる F_i の大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「架構等」という。）を三組に区分する場合において、 F_i の最も小さな架構等を含む組を第一グループ、 F_i の最も大きな架構等を含む組を第三グループ、その他の組を第二グループとする。

ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = Q_u / F_{es} W Z R_t A_i S_t$$

（この式において、 q 、 Q_u 、 F_{es} 、 W 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び S_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 各階の保有水平耐力に係る指標

Q_u ロに定める Q_u の数値

F_{es} イに定める F_{es} の数値

W ロに定める W の数値

Z イに定める Z の数値

R_t イに定める R_t の数値

A_i ロに定める A_i の数値

S_t 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては〇・二五、その他の構造方法にあつては〇・三とする。）

三 建物に附属する組積造の塀については、その前面道路に面する部分が次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめ、別表第九により地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により塀の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

（１） 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁の一体性が確保されていること。

(2) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁と控壁等の一体性が確保されていること。

(3) 壁及び控壁等の重量による復元モーメントと縦筋等による降伏モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の基礎より上の部分において当該塀の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

ハ 壁、控壁等及び基礎部の重量による復元モーメントと基礎根入れ部の周辺地盤等による抵抗モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

四 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあつては、当該擁壁が次の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

(1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

(2) 石造の擁壁にあつては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを十分に結合したものであること。

(3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が講じられていること。

(4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあつては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあつては、次のいずれかの基準に適合すること。

(1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。

(2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあつては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当地盤の改良等が行われていること。

第二 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第一に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、建物に附属する組積造の塀及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

- 一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあっては、構造耐力上主要な部分を鈎
合いよく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確
保されるものとする。
- 二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全な
ものとする。
- 三 木造の建築物等にあっては、前二号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び
間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によ
って軸組を補強すること。
- ロ 筋かい、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、
かすがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、
ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝
えるように緊結すること。
- ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に
使用するものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱
の下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリ
ートで補強すること。
- ニ 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋
かい及び土台のうち、地面から一メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講
ずるとともに、必要に応じて、白蟻ありその他の虫による害を防ぐための措置を
講ずること。
- 四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分につ
いては、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増
設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものと
すること。
- ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある
場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。
- ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等の生
ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋
め込むこと等によって当該接合部を補強すること。
- ニ 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆（さび）止めを講ずるこ
と。
- 五 鉄筋コンクリート造等（組積造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び
無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。）の建築物又は鉄筋コンクリ
ート造等とその他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除
く。）の鉄筋コンクリート造等の部分にあっては、第一号及び第二号に適合するほか、
次の方法によること。

- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。
- ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱（じん）性をもたせるための措置を講ずること。
- 六 建物に附属する組積造の塀にあっては、第一号及び第二号に適合するほか、塀に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、一体性の確保及び転倒防止のための補強又は高さの低減等を行うことその他安全上必要な措置を講ずること。
- 七 建築物の敷地にあっては、次の方法によること。
- イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であって、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。
- ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であって、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下に建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。
- ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。
- 八 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

別表第一

構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	I _w が〇・七未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	I _w が〇・七以上一・〇未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	I _w が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、I _w は、構造耐震指標を表す数値とする。		

別表第二

(令六国交告一〇一二・一部改正)

	軸組の種類	倍率
(一)	塗り厚が九センチメートル以上の土塗壁（中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。）	三・九

(二)	厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の 木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が平成十二年建設省告示第千四百六十号（以下「告示第千四百六十号」という。）第一号の規定に 適合しないものに限る。）	一・六
(三)	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	一・九
(四)	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の 木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	二・六
(五)	九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	二・九
(六)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組	一・六
(七)	柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材の片面に窯 業系サイディングをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ） 一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと 同等以上の品質を有するくぎ、WSN（JIS B 一一一二（十字穴付き木ねじ） 一一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）又は DTSN（JIS B 一一二五（ドリリングタッピンねじ） 一二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。以下この表において同じ。）に限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七
(八)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を五十センチメートル以下の間隔で柱	一・七

	及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する N 五〇、NZ 五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN 又は DTSN に限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	
(九)	柱及び間柱の片面にせっこうボード（JIS A 六九〇一（せっこうボード製品）一一九九四に適合するせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN 又は DTSN に限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・二
(十)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートルの木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する N 五〇、NZ 五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するくぎ、WSN 又は DTSN に限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・二
(十一)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する N 七五、NZ 七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（JIS A 五五〇八（くぎ）一一九九二に適合する GNF 四〇、GNC 四〇その他これらと同等以上の品質を有するく	一・三

	ぎ、WSN 又は DTSN に限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	
(十二)	構造用合板 (構造用合板の日本農林規格 (昭和五十一年農林 水産省告示第八百九十四号) に規定するもの (屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。) で厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。) を柱及び間柱にくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 五〇、NZ 五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	二・五
(十三)	化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものを柱及び間 柱にくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 三八、NZ 三八又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔 が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	一・四
(十四)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材 を用いて柱及び間柱にくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 七五、NZ 七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた受材 (くぎの間隔が三 十センチメートル以下のものに限る。) 及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものをくぎ (JIS A 五五〇八 (くぎ) 一九九二に適合する N 三八、NZ 三八又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁 (垂れ壁及び腰壁を 除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	一・〇
(十五)	告示第千百号別表第一 (い) 欄に掲げる壁若しくは筋かい又は (一) から (十四) までの掲げる壁若しくは筋かいを併用した軸組	併用する軸組の告示第千百号別表第一 (ろ) 欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値又は (一) から (十

		四) までの倍率 の欄に掲げる数 値の和 (当該数 値の和が十三・ 七二を超える場 合は十三・七 二)
--	--	---

1

2

3

別表第三―

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の 接合方法	低減係数
二・五未満	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (ろ) から (ぬ) ま でに掲げる接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (い) に掲げる接合 方法としたもの (当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
	著しいひび割れの ある鉄筋コンクリ ート造のべた基礎 若しくは布基礎、 無筋コンクリート 造の布基礎又は玉 石基礎 (柱脚に足 固めを設けたもの に限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (ろ) から (ぬ) ま でに掲げる接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三 (い) に掲げる接合 方法としたもの (当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七

	その他の基礎	—	○・七
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（ろ）から（ぬ）ま でに掲げる接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（い）に掲げる接合 方法としたもの（当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。）	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・三五
	その他の基礎	—	○・三五
四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（ろ）から（ぬ）ま でに掲げる接合方法としたもの	○・六五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（い）に掲げる接合 方法としたもの（当該軸組を含む 面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。）	○・四五
		その他の接合方法としたもの	○・二五
	その他の基礎	—	○・二五
六・〇以上	鉄筋コンクリート 造のべた基礎又は 布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合 する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四 百六十号表三（ろ）から（ぬ）ま でに掲げる接合方法としたもの	○・五
		告示第千四百六十号第二号に適合 しない場合であって、告示第千四	○・三五

		百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	
		その他の接合方法としたもの	○・二
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・三五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・三
		その他の接合方法としたもの	○・二
	その他の基礎	—	○・二
この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。			

1

2

別表第三—二

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
二・五未満	—	—	一・〇
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む	○・八

		面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	
		その他の接合方法としたもの	○・八
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・八
		その他の接合方法としたもの	○・八
	その他の基礎	—	○・八
四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・七
		その他の接合方法としたもの	○・七
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・八

	又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・七
		その他の接合方法としたもの	○・七
	その他の基礎	—	○・七
六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・六
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（ろ）から（ぬ）までに掲げる接合方法としたもの	○・七
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三（い）に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・六
	その他の基礎	—	○・六

この表において、地階を除く階数が三の建築物の二階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。

1 別表第四

2 (令六国交告一〇一二・一部改正)

側端部分の壁 量充足率	上欄の側端部分 の反対側の側端 部分の壁量充足 率	直上階の床の仕様	低減係数
〇・三三未満	〇・三三未満	—	一・〇
	〇・三三以上 〇・六六未満	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・七
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・五
		その他の仕様	〇・三
	〇・六六以上 一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・六
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・四五
		その他の仕様	〇・三
	一・〇以上	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・六
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・四五
		その他の仕様	〇・三
〇・三三以上 〇・六六未満	〇・三三以上 〇・六六未満	—	一・〇
	〇・六六以上 一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの 又はこれと同等以上の性能を有 するもの	〇・八
		火打ち材を設けたもの又はこれ と同等以上の性能を有するもの	〇・八
		その他の仕様	〇・七五
	一・〇以上	—	〇・七五

〇・六六以上	〇・六六以上	—	一・〇
この表における壁量充足率の算定方法については、告示第千百号第四第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第四第一号中「第二各号に定める当該軸組の倍率の数値とあるのは「告示第千百号第二各号に定める当該軸組の倍率の数値に一・九六を乗じたもの又は別表第二の数値」と、「側端部分の単位面積当たりの必要壁量」とあるのは「側端部分における別表第五の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。			

1 別表第五

建築物の種類		単位床面積当たりの必要保有耐力（一平方メートルにつきキロニュートン）					
		階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階	階数が三の建築物の一階	階数が三の建築物の二階	階数が三の建築物の三階
(一)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	〇・六四	一・四一	〇・七八	二・〇七	一・五九	〇・九一
(二)	(一) に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	〇・二八	〇・八三	〇・三七	一・三四	〇・九八	〇・四三
(三)	(一) 及び (二) に掲げる建築物以外の建築物	〇・四	一・〇六	〇・五三	一・六六	一・二五	〇・六二
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。							

2 別表第六

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	Is が 〇・三未満の場合又は q が 〇・五 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	(一) 及び (三) 以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	Is が 〇・六以上の場合で、かつ、q が 一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、Is 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。		

Is 各階の構造耐震指標
q 各階の保有水平耐力に係る指標

1 別表第七

架構の種類		鉄骨造の架構の F_i の数値
(一)	柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部（以下この表において「接合部」という。）の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	四・〇
(二)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	三・〇
(三)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	二・五
(四)	接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐力が低下するもの	二・〇
(五)	柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生じ易いこと等のため、耐力が急激に低下するもの	一・五
(六)	接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は（一）から（五）までに掲げるもの以外のもの	一・〇
この表において、 F_i は、架構の靱（じん）性を表す数値とする。		

2 別表第八

柱又は壁の種類		鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁の F_i の数値	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁以外の柱又は F_i の数値
(一)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い柱	三・五	三・二
(二)	せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	三・五	三・〇
(三)	せん断破壊が生じ難いため、塑性変形の度が高い柱	二・四	二・二

(四)	せん断破壊が生じ易いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	二・〇	一・五
(五)	塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱	一・三	一・三
(六)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱	一・三	一・〇
(七)	せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱	一・〇	〇・八
(八)	基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁	三・五	三・〇
(九)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い壁	二・五	二・〇
(十)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁	一・三	一・〇
この表において、Fi は、柱又は壁の靱（じん）性を表す数値とする。			

1 別表第九

2 (平三〇国交告一三八一・追加)

	別添第一第三号に掲げる基準への適合性	塀の地震に対する安全性
(一)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(二)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれにも適合する場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

3